

令和3年8月30日

中期目標期間終了時の検討結果について

福知山市長 大橋 一夫

1 趣旨

地方独立行政法人法（以下「法」という。）第79条の2第1項規定により、市長は、公立大学法人福知山公立大学（以下「法人」という。）の中期目標の期間の終了時までには、法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方、その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとされている。

また、検討を行うに当たっては、同条第2項の規定により、評価委員会の意見を聴かなければならないこととされている。

令和3年度は、中期目標期間の終了年度にあたっており、継続の可否を判断し、次期中期目標の策定を行う必要があることから、次期中期目標の策定に先立ち、公立大学法人福知山公立大学評価委員会（以下「評価委員会」という。）において法人の業務継続の可否を審議した。

2 検討内容

評価委員会は、次の3つの客観的評価をもって検討を行った。

- ・平成29年度に、学校教育法第109条第2項に基づき、文部科学省の認証を受けた認証評価機関による大学認証評価
- ・令和2年度に、法第78条の2に基づき、大学評価委員会より受けた中期目標期間の業務実績評価（見込評価）
- ・第1期中期目標期間における評価結果及び福知山公立大学将来計画策定有識者会議の提言

(1) 認証評価機関による大学認証評価結果

- ①認証機関 公益財団法人大学基準協会
- ②実施時期 平成29年度
- ③評価結果 大学基準に「適合」していると認定された。
- ④主な評価及び課題等（大学認証評価の「適合」認定を平成29年度に取得）

評価	・アクティブラーニングを採り入れた授業運営を行い、地域連携に関する取り組みの活動スペースなどを活用して学生と地域をつなげる仕組みの構築を図っていること
課題	・「地域協働型教育」（実践教育）の在り方や定員管理、施設・設備の整備など多くの取り組みにおいて、改善・改革の途上にあり、十分に成果が上がっているとはいえないこと ・それぞれの取り組みについて、検証体制が明確でないものがあること

(2) 評価委員会における中期目標期間の見込評価（平成28年度～令和元年度）結果

①実施機関 評価委員会

②実施時期 令和2年度

③評価結果 第1期中期目標の達成に向けて「概ね順調に進捗している」と評価された。

④主な評価及び課題等

評価	・学部学科編成の最適化 ・公立大学に移行して1年で大学認証評価の「適合」の認定を取得 ・高い確定志願倍率の維持
課題	・北近畿地域からの志願者のさらなる増加 ・教職員数不足の解消 ・科学研究費、行政や企業との共同研究費及び受託研究費の獲得
提言	・市民や地域社会、産業界など外部からの意見を積極的に取り入れて、法人のさらなる発展、そして福知山公立大学が北近畿地域における「知の拠点」となるよう取り組むこと

(3) 福知山公立大学将来計画策定有識者会議の提言

令和2年度に法人の将来の発展に向けた「将来計画」を福知山市と大学機関で策定するにあたり、北近畿内外の産学官の有識者で組織された福知山公立大学将来計画策定有識者会議は、この間の法人の取組を高く評価するとともに、今後の法人の進むべき方向性として「持続可能な地域社会の創出というミッションを福知山市と福知山公立大学で共有し、福知山市は福知山公立大学との連携を行政運営の基盤の一つに据えるとともに、福知山公立大学は市民や行政、企業等をパートナーとして教育研究に取り組み、地域と大学がともに成長・発展する「福知山モデル」の実現を目指していくことが求められる。」と提言した。

以上を踏まえ、評価委員会は引き続き法人に業務を継続させることが妥当と判断した。(別紙意見書)

3 本市の検討結果

上記2のとおり、認証評価機関、評価委員会、さらには福知山公立大学将来計画策定有識者会議の提言、令和3年8月12日付評価委員会の意見を踏まえ、法人に業務を継続させることが妥当と判断する。

なお、次期中期目標の策定にあたり、上記2における課題・改善点等を反映させることをもって、法第79条の2に基づく所要の措置を講ずることとする。

令和3年8月12日

福知山市長 大橋 一夫 様

公立大学法人福知山公立大学評価委員会
委員長 青山公三



公立大学法人福知山公立大学第1期中期目標の期間の終了時の検討
に対する意見について

地方独立行政法人法第79条の2第2項に基づき本委員会に意見を求められた公立大学法人福知山公立大学第1期中期目標の期間の終了時の検討については、引き続き、法人に業務を継続させることが妥当と判断します。